

京都市消費生活基本計画(第2次計画)の 令和元年度重点課題に係る実施計画

重点課題 1	体系的・戦略的な消費者教育の推進
推進施策名	推進施策15 関係機関, 団体との連携の推進 推進施策16 身近な支援の仕組みづくり 推進施策17 児童, 生徒等への消費者教育の推進 推進施策18 消費生活のトラブル防止のための学習機会の提供 推進施策19 様々な媒体を用いた情報の発信 推進施策22 環境に配慮した消費者行動の促進 推進施策23 消費者意見の反映及び行動する消費者の育成
取組期間	令和元年度(平成26年度からの継続)
重点課題 2	高齢者等の消費者被害未然防止のための安心・安全の確保に向けた取組
推進施策名	推進施策14 危害に関する迅速かつ的確な情報提供等 推進施策15 関係機関, 団体との連携の推進 推進施策16 身近な支援の仕組みづくり 推進施策18 消費生活のトラブル防止のための学習機会の提供
取組期間	令和元年度(平成26年度からの継続)
重点課題 3	食品表示監視指導業務の実施
推進施策名	推進施策3 情報の適正化に向けた指導等の推進
取組期間	令和元年度(平成28年度からの継続)

(重点課題1)体系的・戦略的な消費者教育の推進

民法改正による成年年齢引き下げを見据えた取組

- 成年年齢引き下げや学習指導要領の改訂，持続可能な社会への関心の高まり等の社会情勢の変化に伴い，国の動向を踏まえた取組をより一層推進する必要がある。とりわけ，民法改正による成年年齢の引き下げに伴い（2022年施行），若年者の消費者被害の防止・救済のため，また，自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な消費者教育の方策として，実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。
- そのための取組として，教育委員会との連携を一層強化し，学習指導要領の改訂も踏まえ，小・中・高において切れ目のない一貫した消費者教育を推進することとしている。本市教員が消費者教育の重要性及び成年年齢引き下げへの対応について理解を深めるとともに，小・中・高の系統性を踏まえた消費者教育の指導の在り方について学ぶことで，本市全体の学校教育における消費者教育の指導力の向上を図る。

取組の概要

実践的な教育のための教材開発・手法の高度化を図るほか，教員向け研修の実施又は支援などのコーディネートを行う（実践的な消費者教育推進事業等の実施）。

【小学校への取組】

・新学習指導要領を踏まえ，「売買契約の基礎」，「買い物の仕組み」，「消費者の役割」の単元の授業等において活用するため，昨年度に作成したパワーポイント教材について，今年度，学校における実践的な消費者教育で活用することを目的とした教材としてパワーポイント教材に加え，掛図等も作成し，全市立小学校へ配布する。

【中学校への取組】

・消費者教育の教育推進校として新たに指定された中学校2校と協力し，学校における実践的な消費者教育で活用することを目的とした教材として，「クレジットなどの三者間契約」の単元の学習に対応した教材開発を行う。また，これまでから中学校における消費者教育の授業において副読本として活用していただいている「めざせ！消費者市民！」を一部改訂する。

【高等学校への取組】

・消費者庁作成による消費者教育教材「社会への扉」を全市立高等学校及び総合支援学校へ配布し、実践的な消費者教育の授業において活用していただくよう依頼しているところである。そのための支援として、当センターが家庭科分野担当教員（非常勤講師含む）の研修会において、次期学習指導要領及び成年年齢引下げへの対応を踏まえた授業づくり等を学んでもらうよう講師を派遣するなどのコーディネートを行う。

【大学生等への取組】

・成年年齢引下げに伴い、若年者の消費者被害の増加が強く懸念され、公正で持続可能な社会の形成のために主体的に考え行動する消費者を育成するために、消費者団体と連携し、現在、単位互換制度を活用し、同志社大学において実施している「大学における消費生活講座」を他大学にも拡充させ、消費者トラブル、エシカル消費等の各種啓発・教育を強化していく。



主な実施予定事業

- 1 小学生向け消費者教育教材「消費者の役割って何？」の作成【新規】
- 2 中学生向け消費者教育教材「商品の選択と購入（クレジットなどの三者間契約）（仮称）」の作成【新規】
- 3 「めざせ！消費者市民！」（中学生向け消費者教育冊子）の一部改訂【充実】
- 4 教育委員会等において実施する教員向け法定研修への外部講師派遣等のコーディネート（小・中・高対象）【新規】
- 5 関係機関と連携した消費者教育研修講座の開設（小・中・高対象）【新規】
- 6 「大学における消費生活講座」の他大学への拡充【充実】

(重点課題1)体系的・戦略的な消費者教育の推進

エシカル消費の普及促進

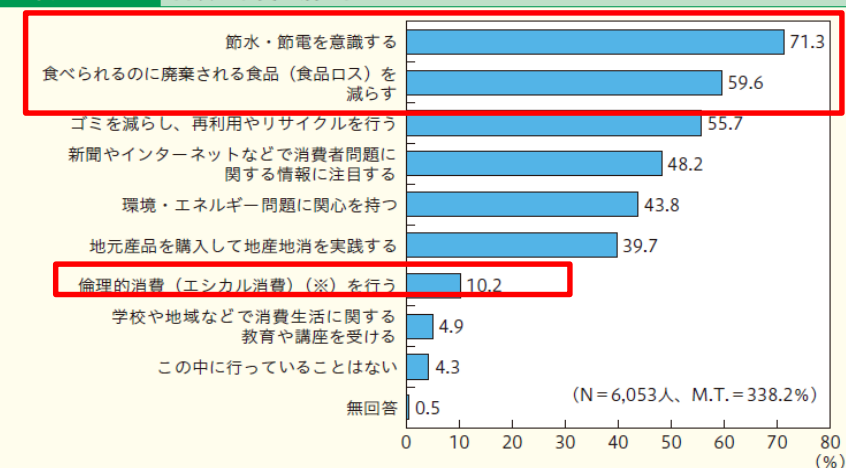
- 消費者庁「消費者意識基本調査」(2018年度)において、消費者が日頃の消費生活で行っていることを聞いたところ、「節水・節電を意識する」、「食べられるのに廃棄される食品(食品ロス)を減らす」など社会や環境に配慮した消費行動であるエシカル消費に通じる行動を心掛け、より良い社会への貢献を意識している人が多いことが分かる。
- 一方で、「エシカル消費を行う」と回答した人の割合は**10.2%にとどまっていることから、「エシカル消費という言葉は知らなかったが、環境問題等に配慮した消費を行うことで、社会に貢献したい」と考えている人が多いことがうかがえる。**

消費者が自らの行動の影響力に自覚を持ち(「**つかう責任**」を意識する)、日常の消費生活において、環境、社会、地域等の持続可能性を配慮した消費行動である「エシカル消費」を実践することは、持続可能な社会の実現に欠かせない。

そのため、広くエシカル消費についての理解を深めるため、エシカル消費・商品を紹介する啓発イベントの開催や様々な媒体を通じて普及促進を図ることにより、自らの消費行動で社会を変えていくという消費者の意識改革を進める。

【令和元年版消費者白書 83頁から抜粋】

図表I-2-2-31 日頃の消費生活で行っていること



(備考) 1. 消費者庁「消費者意識基本調査」(2018年度)により作成。
2. 「あなたは、日頃の消費生活で以下のようなことを行っていますか」との問いに対する回答(複数回答)。
3. (※) 倫理的消費(エシカル消費)とは、より良い社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動のこと。

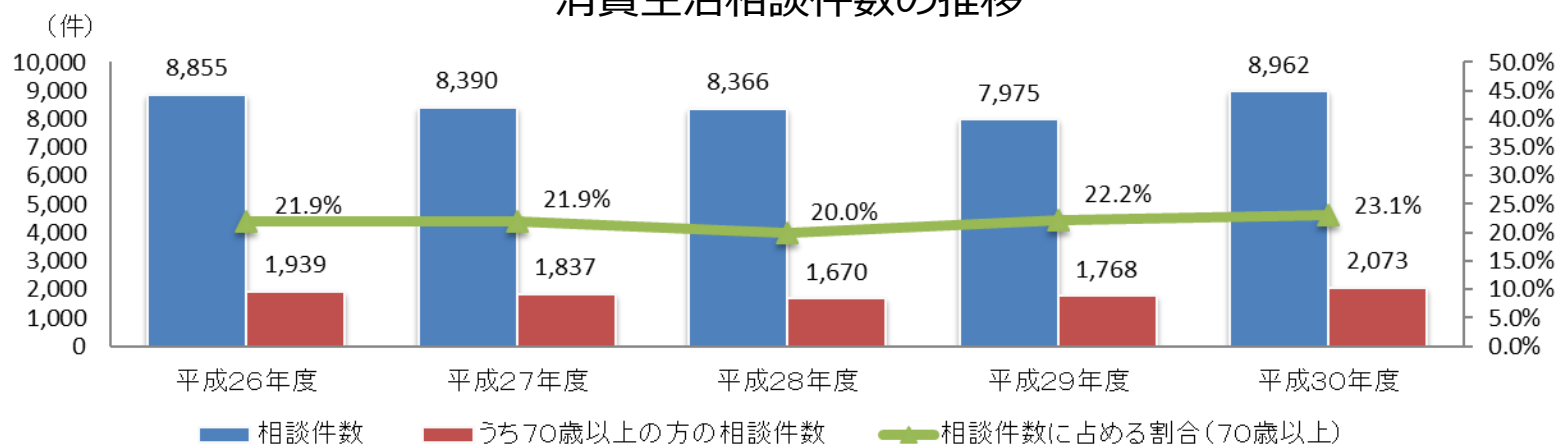
主な実施予定事業

- 1 あらゆる機会を捉えて「エシカル消費」の普及促進を図る（市民しんぶん，消費生活情報誌，区民ふれあいまつり等における普及啓発）【充実】
- 2 消費者月間イベント とともに築こう豊かな消費社会 ～誰一人取り残さない2019～【継続】
- 3 夏休みワークショップ～エシカル消費のススメ～の開催【新規】
- 4 消費生活フェスタの開催【継続】
- 5 エシカル消費普及啓発イベントの開催【充実】

(重点課題2)高齢者等の消費者被害未然防止のための安心・安全の確保に向けた取組

高齢者等が消費者被害に遭うケースが後を絶たず、70歳以上の方からの相談件数は、全体の2割以上を占めている。今後、高齢者率の一層の上昇や高齢者の単身世帯の増加を踏まえると、高齢者等を守る取組が必要となっている。そのため、消費者の生命・身体・財産を商品やサービスによる危害・危険から守るため、消費者に対する適切な情報提供など、安心・安全の確保に向けた取組を実施するとともに、悪質商法の標的とされやすい高齢者等を地域で見守り、消費者被害を防止する仕組みづくりを推進する。

消費生活相談件数の推移



把握
連携
発信

- ・ 高齢者や地域で抱える問題の把握、消費者問題の掘り起こし
- ・ 庁内関係部署や関係機関、地域の多様な主体との連携
- ・ 迅速かつ的確又分かりやすい情報の発信

悪質商法等による高齢者等の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止のためには、「把握」→「連携」→「発信」が重要であり、消費生活センターのみならず様々な関係機関や地域の多様な主体による連携が不可欠。

①高齡サポートとの連携強化【充実】

- 高齡サポートにおいて、権利擁護業務に携っている社会福祉士等の専門職種で構成される地域ケア会議への当センターの参画を全行政区に拡大する。
- 今後、高齡サポートの地域ケア会議に消費者安全確保地域協議会の位置付けを付与することにより、設置を目指していく。

②京（みやこ）・くらしの安心安全情報の発行等【継続】

- 最新の悪質商法に対する注意喚起や様々な消費生活情報を京（みやこ）・くらしの安心安全情報の発行により本市所管施設等への配架するとともに、市内61箇所の地域包括支援センターにメールによる情報発信を行う。

<消費者被害の未然防止等>

③落語を採り入れた消費生活イベントの開催【継続】

- 高齡者や高齡者の見守りを行う人々に、消費生活に関する話題を分かりやすく伝え、親しみやすく、楽しみながら学べるよう、日本の伝統芸能である「落語」を採り入れ、印象に残るよう工夫した消費者啓発事業を引き続き実施する。

④出前講座の実施【継続】

- 出前講座については、アウトリーチ型の支援として、消費者被害の未然防止等のための重要な取組であることから、今年度から増員した「京（みやこ）・くらしのサポーター」と更なる連携を図るほか、消費者のニーズに即した講座内容となるよう検討を行い、実績回数・参加者の増を図る。

(重点課題3) 食品表示監視指導業務の実施

安全安心な食生活と、自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保することは重要であり、当センターにおいては、食品表示法（品質事項）に関する業務を着実に実施し、表示の適正を確保することで消費者の利益の増進を目指す。また、原料原産地表示制度の改正を受けて、全ての加工食品に原料原産地表示が必要となることから、経過措置期間中（平成29年9月1日～令和4年3月31日）の相談・受付対応の際に、同制度の周知徹底に努める。

令和元年度実施計画		目標値等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
食品表示に関する相談受付	相談・要望	必要な内容を的確に回答	随時、受付・回答											
	情報提供等	迅速な対応 関係機関等との密の連携	必要に応じ、任意調査・立入検査を実施											
食品表示パトロール	定期パトロール	20店舗を目安とする						実施		実施			実施	
	買上調査	2品目各5検体（予定）								実施			実施	
食品表示講習会等（事業者及び市民向け）		分かりやすいパンフレットを活用 →保健福祉局と連携し、周知・啓発を充実						実施						